



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
三井生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 第56回 青色申告会北部九州ブロック大会が盛大に開催されました



梅原 祐治 会長

一般社団法人全国青色申告会総連合(八坂泰司会長)と北部九州青色申告会連合会(梅原祐治会長)の共催による第56回(平成30年度)青色申告会北部九州ブロック大会が去る10月18日、長崎市のホテルニュー長崎で盛大に開催されました。

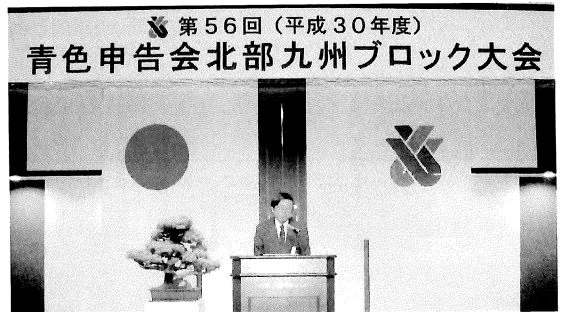
当日は、来賓で福岡国税局から小原昇国税局長、鈴木敏充課税第一部長、中園直樹課税第一部次長、中村昌彦個人課税課長など関係幹部、博多・佐賀・長崎の各税務署長、並びに、長崎県知事、長崎市長、友好関係団体の会長、そして、全青色の八坂会長と綿貫常務理事らが出席、福岡・佐賀・長崎三県連合会傘下の各青色申告会から会員、役職員合わせて200余名の参加がありました。

第一部では、綿貫常務理事が「潮流の変化と今後の青色申告運動について」と題して、時代の変化に対応した青色申告会活動の在り方について講演、活動方針を盛り込んだ大会宣言の採択などがありました。

第二部は、来賓の紹介、祝辞に続いて、小原昇局長が「統計でみる北部九州と税務行政」と題して記念講演をされました。その中で同局長は、税金は国民が健康で文化的な生活を送るための「会費」であると位置づけて、平成30年度の一般会計予算の歳入と歳出について詳しく説明されました。さらに、税務行政の将来像について課税・徴収の効率化高度化に向けた施策においては、ICT・AIの活用を最重点的に取り組んでいることや国際的な取引への対応として、国境を越えて行う電子書籍の配信等への消費税の課税問題について述べられました。終わりに、消費税について、その仕組みと円滑かつ適正な転嫁等への取り組みについて説明されました。

懇親会では、中国が発祥の雑技団による「変面」などが披露され、会員同士、来賓との親しい交流、会話がはずみ、楽しいひとときを過ごすことが出来ました。

来年は、福岡県連が担当します。北九州市で開催の予定です。どうぞご期待ください。



講演をされる福岡国税局 小原昇局長

### 個人事業税 納付期限のお知らせ

平成29年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等のご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

※年税額が1万円以下の場合は、8月31日までに全額納めます。

個人事業税 第1期 納付期限	8月31日(金)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(金)

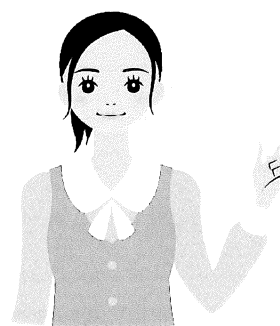
### 所得税 予定納税(減額申請)のお知らせ

平成29年分所得税の年税額が15万円以上の方は、7月に年税額の1/3の金額を、11月にも年税額1/3の金額を事前に納める(合計2/3の税額を前払いする)ことになっています。但し一定の基準を満たせば、減額することもできます。詳しくは事務局までお尋ね下さい。

納めた所得税は経費になりません。事業主貸で記帳して下さい。

所得税の予定納税額の減額申請期限	11月15日(木)
所得税の予定納税額の納付期限	11月30日(金)

### 会費の口座振替手続きについて



まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封致しております。

**11月19日(月)が締め切り**ですので、

それまでにご郵送又はご持参下さいませようお願い致します。

**12月27日(木)が口座振替日**です。

来月の会報と一緒に**明細書**をお送りします。

# 年末調整・確定申告でのご注意! 配偶者の所得金額の確認をお願いします!

当日よりでも数回にわたってお知らせしておりますが、平成30年の所得税を計算するうえで、配偶者の控除に関する要件に大きく変更があります。年末調整や確定申告の時期が近づいておりますので、対象となる配偶者がいる方は必ず確認をお願いいたします。

## ①納税者本人(控除を受ける方)の所得に関する要件

従 来：1,000万円を超える場合は配偶者特別控除が受けられない

改正後：1,000万円を超える場合は配偶者控除及び配偶者特別控除が受けられない

(所得の金額が900万円以下、900万円超950万円以下、950万超1,000万円以下の場合で受けられる控除の金額が異なります※1)

## ②配偶者の所得により受けられる控除の違い

従 来：配偶者の所得が38万円以下(パート収入でいうと103万円以下)

→ 納税者が38万円の配偶者控除が受けられる

配偶者の所得が38万円超～76万円未満

→ 納税者が配偶者の所得により3～38万円の配偶者特別控除が受けられる※2

改正後：配偶者の所得が85万円以下(パート収入でいうと150万円以下)

→ 納税者が配偶者控除または配偶者特別控除の38万円が受けられる

(納税者の所得が900万円以下の場合。それ以上の所得の方は要件が異なります。)

配偶者の所得が85万超～123万円以下

→ 納税者が配偶者の所得により3～38万円の配偶者特別控除が受けられる※3

(納税者の所得が900万円以下の場合。それ以上の所得の方は要件が異なります。)



この改正により、今まで配偶者の控除が受けられていた方が受けられなくなる可能性や、今まで全く配偶者の控除が受けられなかった方が受けられる可能性も十分あります。

会員の皆さまが確定申告の際に配偶者の所得金額の確認をするのはもちろんですが、従業員がいる方は年末調整の書類をお渡しする際に、従業員へ配偶者の所得金額をよく確認しておくようお願いください。

(※1～3詳しい金額や制度の詳細は6月号の青色だよりに掲載しております。HPからも閲覧できますのでご確認ください。)

## 弁護士による無料相談行います!



### 弁護士の橋先生による無料相談

事業経営のトラブルだけでなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

11月15日(木) 15:00～17:00

## 税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談  
ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

11月5日(月)・15日(木)・12月3日(月)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	11月5日(月)・15日(木)	税務相談日
	11月15日(木)	法律相談日
	11月26日(月)	全青色共済・傷害特約 口座振替日
	11月27日(火)	全青色傷害・疾病入院補償 口座振替日
	11月27日(火)	青色申告会日帰りバスツアー (※事務局は留守にします)
	12月3日(月)	税務相談日

# ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com  
H P: http://aioiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

30年10月  
会員数  
456名

## 編集後記

先日、北部九州ブロック大会が長崎で開催されました。遠い中ご参加くださった会員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

あっという間に今年も残り2ヶ月ですね!研修室が空いている日は当会での自習も可能ですので、帳簿の入力にお困りの方はぜひご利用ください。